

## 合理的事情による引取及び引渡報告の遅延に関する事前報告について

以下のようなやむを得ない事情（合理的事情）が存在する場合は、管轄自治体（県）に理由等を付して（遅延が生じる理由，処理必要期間，台数，車体番号）報告を行ってください。

遅延事由及び処理必要期間の合理性を判断し，遅延の可否等を判断します。

引取及び引渡報告が合理的事情により遅延する場合には，下記内容を E-mail 又は FAX にて県へ報告してください。（原則事前報告）

### ○報告事項

- ・遅延が生じる理由
- ・処理必要期間（処理に必要な具体的な期間）
- ・想定台数，部品取り等を理由とする場合は遅延が生じると見込まれる使用済自動車等の車体番号

### ○報告先

鹿児島県 環境生活課 廃棄物・リサイクル対策課 リサイクル推進係  
E-mail recycle@pref.kagoshima.lg.jp      FAX 099-286-5545

## 1 合理的事情に該当する場合

### (1) 不可抗力によるもの

- ・洪水，地震，豪雪等の自然災害又は事故に起因する設備の破損により作業不能に陥った場合
- ・洪水，地震，豪雪等の自然災害による，道路などの輸送手段を確保できず，輸送不能に陥った場合
- ・その他事故等設備に不測の不具合が生じ，作業不能に陥った場合
- ・個人事業者等の小規模な事業者であって，経営者又は雇用者が事故，病気等により従事することが不能となった場合
- ・洪水，地震，豪雪等の自然災害により，一時的に大量の使用済自動車等を引き取らざるを得ず，処理に期間を要する場合
- ・損害保険等の手続き，盗難車等犯罪・事件関連等の外的な理由で作業ができない場合
- ・引渡し先の倒産，廃業，行政処分，搬入調整等の外的な理由で引渡しができない場合

### (2) 非意図的な入出荷の変動に起因するもの

- ・海上輸送（廃車ガラ輸出を含む），遠隔地への陸上輸送で，輸送ロットに見合った出荷量を確保する場合
- ・非意図的に配船が遅延した場合
- ・年度末などに大量の引取が発生した場合

(3) 設備の更新等に起因するもの

- ・計画的な更新，修繕のため設備を停止し，事前の搬入調整をしてもやむを得ず処理が滞る場合

(4) リユース推進のため特に必要と認められるもの

- ・例えば，比較的年式の新しい自動車の事故車を扱う場合，トラック，タクシー，バスの同型車を多数扱う場合であって，エンジン，ミッション等部品を取ることによって部品そのものが劣化してしまう場合
- ・もぎ取り解体（上記のような自動車に限る）

2 合理的事情に該当しない場合

- ・市況が好調になるのを待つ場合
- ・旧年式車など上記に該当しない車輛から部品を取ると主張する場合
- ・在庫が全く又はほとんど処理されていない（回転していない）場合
- ・保管基準を超過している場合
- ・他に行政指導や違反がある場合